



心の樹

みんなで心の中にある
小さな人権の芽を、
箕面の地で大きな樹に
育ててほしい…。

～障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすいまちへ～

「障害者差別解消法」が 改正されました

関障害福祉室 ☎727・9506 FAX727・3539

「障害者差別解消法」とは、障害の有無に関わらず、誰もが自分らしく暮らせる社会をつくるために、行政機関や、会社、お店などの事業者による障害のあるかたへの差別をなくし、状況に応じた「工夫や配慮(合理的配慮)」を求めるものです。

今年4月、同法が改正され、事業者による合理的配慮が義務化されました。今回は、社会生活のどのような場面で、どのような「工夫や配慮」が必要になるかを紹介します。

事業者による合理的配慮が義務化!

障害のあるかたへの、こんな「工夫や配慮」が必要です



段差がある場合に、簡易スロープなどを使って補助する



意思を伝え合うために、読み上げ、筆談などを用いる



セミナーなどで席順を工夫する。資料の文字を大きくしたり、ふりがなをふったりする

市内にも、「工夫や配慮」を行っているお店があります

Family Dining ころ

～代表の宮川正信さんに聞きました～

障害のあるかたが車イスで来店されたとき、最初是对応に困りましたが、会話をするうちに「特別なことは必要ない。普通でいいんだ」と分かってきました。

まずコミュニケーションを取り、飲み物にストローを挿すなど、できる範囲の工夫や配慮をすることが大切だと思います。



とても居心地が良くて、いつも楽しく食事しています。トイレも広くて使いやすいです。

コープこうべ コープ箕面中央店

～スタッフのみなさんに聞きました～

視覚障害のかたが来られたときは、積極的に声かけを行い、希望する商品の棚へ案内したり、商品を手渡して説明したりしています。買い物メモを見て、一緒に店内を回ることもあります。地域のみなさんに寄り添い、誰もが楽しく、気持ち良く買い物をしてもらいたいと思っています。

10年以上通っているお店です。いつも声をかけてくれる店員さんがいて安心して買い物できます。



上記のような「工夫や配慮」は、行政機関や会社、お店に限らず、みなさんが参加している自治会の集まりや趣味のサークルなどでも必要になる場面があります。「見えない」「聞こえない」「歩行が困難」「理解力に障害がある」など、**障害にはさまざまなものがありますが、特別なことをする必要はありません。相手とコミュニケーションを取り、「何に困っているのか」「どんな工夫や配慮ができるのか」について、一緒に考えることから始めましょう。**

どんな場面で工夫や配慮が必要な?
具体的に何をしたらいい?と迷ったら…

内閣府の「合理的配慮等具体例データ集」(QRコード)をご覧ください。



「障害者差別解消法」について、詳しくは障害福祉室(☎727・9506 FAX727・3539)へお問い合わせください。また、障害のあるかたで、上記のような「工夫や配慮」をしてもらえず困ったときは、同室へご相談ください。